社会福祉法人福島県社会福祉協議会

（趣　旨）

1. 本県が生んだ社会福祉事業の先覚者瓜生岩子は、孤児救済のための育児院や貧困者向け済生病院の開設等、常に慈愛をもって福祉や医療、教育に生涯を挺身した。

このような社会福祉事業の先覚者としての瓜生岩子の功績を称え、後世に永くその精神を継承するため瓜生岩子賞を設け、瓜生岩子の精神にふさわしい社会福祉活動の功績が顕著なものに対し、福島県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）がこれを表彰し、もって社会福祉の意識高揚を図るものとする。

（表彰の対象）

1. この表彰の対象は、県内に在住し、永年にわたり社会福祉の分野においてその功績が特に顕著で、瓜生岩子の精神にふさわしい個人及び団体とする。

（表彰の時期）

1. この要綱による表彰は、福島県社会福祉大会において行うものとする。

（表彰の方法）

1. 表彰は、会長名の表彰状及び記念品を贈呈してこれを行うものとする。

（表彰の数）

1. 表彰の数は、若干名とする。

（候補者の推薦）

1. 県内の社会福祉関係の機関又は団体等において、表彰候補者の推薦は、当該候補者に係る推薦理由となる活動の拠点となった施設等の所在地又は住所を管轄する県保健福祉事務所長又は県いわき地方振興局長あてに行う。

２　県保健福祉事務所長及び県いわき地方振興局長は、自らを含む社会福祉関係の機関又は団体等から表彰候補者の推薦があったときは、推薦順位を付して会長あてに推薦書を提出するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、会長は候補者を選ぶことができる。

４　第１項及び第２項に規定する表彰候補者の推薦は、別紙様式により行うものとする。

（表彰審査委員会）

1. 表彰該当者を審査するため、会長が委嘱する審査委員若干名をもって構成する表彰審査委員会を置く。

２　審査委員会には、委員の互選による委員長１名、副委員長１名を置き、委員長が会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

４　審査委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（表彰者の決定）

1. 会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰該当者を決定し、推薦者及び表彰該当者に通知するものとする。

　附則

この要綱は、平成５年９月１６日から施行する。

　附則

この要綱は、平成６年７月１日から施行する。

　附則

この要綱は、平成１８年９月１５日から施行する。

　附則

　この要綱は、平成２６年１１月１１日から施行する。